北海道滝川高等学校「学校いじめ防止対策基本方針」

1　いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、全ての生徒がいじめを行わず及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2　いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1)　基本的な考え方

①　学校におけるいじめの防止

ア　生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養うため全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ　保護者並びに地域住民、その他の関係機関との連携を深め、いじめ防止に資する生徒の自主的活動を支援する。

ウ　いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な措置として、HR や総合的な学習の時間等を活用した「いじめ防止に向けた取組」を実施する。

②　いじめの早期発見のための措置

ア　いじめの調査等

いじめまたはいじめと疑われる行動を早期に発見するため、在籍する生徒に対して定期的な調査を次のとおり行う。

・いじめアンケート調査（年２回）〔５月、11 月　：随時〕

・教育相談聞き取り調査（年２回）〔５月、11 月　：随時〕

イ　いじめに関わる相談体制

生徒及び保護者が、いじめに関わる相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

・いじめの相談窓口の設置

ウ　いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行う。

併せて、北海道教育委員会の通知に､基づき、職員によるネットパトロールを恒常的に実施する。

(2)　いじめ防止等に対する措置

①　いじめの防止等対策のための組織の措置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

（構成員）

教頭、総務部長、教務部長、◎生徒指導部長、教育活動支援委員会委員長

各学年主任、養護教諭、（必要に応じ専門家（有識者））

（活動）

・いじめの未然防止に関すること

・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

・いじめ事案への対応に関すること

（開催）

・原則として毎月１回、定例職員会議に合わせて開催する。

・いじめ事案の発生時は緊急開催する。

②　いじめに対する措置

ア　いじめに係わる相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。

イ　いじめの事案が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するためいじめを受けた生徒・保護者への支援といじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。

ウ　いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められたときは、保護者と連携を図りながら一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ　いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの時間に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。

オ　犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、北海道教育委員会及び所轄警察署と連携を図りながら対処する。

(3)　重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

①　重大事態が発生した旨を、北海道教育委員会に速やかに報告する。

②　北海道教育委員会と協議の上、当該事態に対処する方針を決定する。

③　事実関係を明確にするための調査を実施する。

④　上記の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者、関係機関へ事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4)　学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の二点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア　いじめの早期発見に係る取組に関すること。

イ　いじめの再発を防止するための取組に関すること。

（附　則）この基本方針は、平成２６年３月１８日に制定